岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、請願書及び陳情書の取扱いについて、岩倉市議会会 議規則(昭和46年岩倉市議会規則第2号。以下「会議規則」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(請願書の形式等)

- 第2条 請願者が複数の場合は、会議規則第94条に規定する請願者は、 当該請願の代表者とする。この場合において、代表者以外の請願者につ いては、当該人数分の署名を必要とする。
- 2 請願書は、議長あてに提出するものとする。 (紹介議員)
- 第3条 請願書を提出するには、議員の紹介を必要とする。
- 2 請願を紹介する議員(以下「紹介議員」という。)は、その請願の趣旨 に賛意を表す者でなければならない。
- 3 議長及び請願の内容を所管する委員会の委員長は、紹介議員になることができないものとする。
- 4 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、文書で議長に申し 出るものとする。
- 5 議長は、前項の規定による申出があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続により、請願の紹介を取り消すことができる。
 - (1) 委員会に付託されていないもの 議長の許可
 - (2) 委員会に付託されたもの 議会の承認
- 6 請願を受理した後に、紹介議員が死亡、辞職、退職若しくは失職した 場合又は紹介の取消しにより紹介議員がいなくなった場合(以下「紹介 議員不在の場合」という。)の請願は、引き続き請願として取り扱う。 (請願の受理)
- 第4条 請願書は、議長において受理する。
- 2 請願書は、会期中又は閉会中を問わず受理し、整理番号は、暦年を単位として通し番号を付ける。
- 3 岩倉市議会議員一般選挙前に受理し、委員会に付託される前の請願は、

当該選挙後の議会で審議する。

4 多人数にわたる署名簿の提出があったときは、概算確認のみにとどめ、 逐一署名の確認は行わない。

(請願の訂正及び取下げ)

- 第5条 請願者(請願者が複数の場合は請願代表者)が請願を訂正し、又は取り下げようとするときは、紹介議員を通じ、文書により議長に届け出るものとする。ただし、紹介議員不在の場合は、請願者が文書により議長に届け出るものとする。
- 2 議長は、前項の規定による届出があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続により、請願を訂正し、又は取り下げることができる。ただし、字句の訂正等の軽微な訂正は、議長の許可により訂正することができる。
 - (1) 委員会に付託されていないもの 議長の許可
 - (2) 委員会に付託されたもの 議会の承認

(請願を審議する時期)

第6条 直近の議会の開会の日までに受理した請願をその議会に付議する。 ただし、緊急に処理すべき事項を内容とする請願については、この限り でない。

(請願の委員会審査)

- 第7条 委員会は、付託された請願を速やかに審査するものとする。
- 2 委員会は、請願の審査に必要があると認めるときは、次に掲げる事項 を行うことができる。
 - (1) 請願者及び紹介議員の説明を求めること。
 - (2) 執行機関の説明及び意見を聴取すること。
 - (3) 実地調査(現地視察)を実施すること。
 - (4) 公聴会を開催すること。
 - (5) 参考人の出席を求め、意見を聴取すること。
 - (6) 他の委員会と連合して審査すること。

(結果報告等)

第8条 委員会は、請願の審査結果の報告に当たり、委員会審査結果報告 書(様式第1)により本会議に報告する。

(陳情書)

第9条 陳情書の取扱いについては、次条に規定する事項を除き、会議規 則及びこの要綱における請願に関する規定を準用する。この場合におい て、「付託」とあるのは「送付」と読み替えるものとする。

(委員会に送付しない陳情書)

- 第10条 議長は、陳情書のうち、次の各号のいずれかに該当する事項を 含むものについては、全議員に配布するにとどめるものとする。
 - (1) 明らかに市の事務に属さないもの
 - (2) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
 - (3) 特定の個人、団体等をひぼうし、中傷し、その名誉を傷つけ、又は 信用を失墜させるおそれがあるもの(既に公表された事実及び社会的 に周知された事実に関するものである場合を除く。)
 - (4) 趣旨、理由等が不明確なもの
 - (5) 郵送その他の手段により提出されたもので、陳情者と連絡が取れないもの
 - (6) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
 - (7) 裁判等で係争中の事件に関わるもの
 - (8) その他議会の関与が適当でないと認められるもの

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1 (第8条関係)

委員会審査結果報告書

年 月 日

岩倉市議会議長 殿

委員会 委員長

年 月 日に付託された請願について、次のとおり決定しましたので報告します。

記

件 名	審査結果	委員会における主な意見